奈良県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県条例第二十九号

奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

（奈良県手数料条例の一部改正）

第一条　奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三百七の項中

「

牛異常産三種混合予防注射	千六百円	注射実施のとき。

」

を

「

牛異常産三種混合予防注射	千六百円	注射実施のとき。
異常産四種混予防注射	二千円	注射実施のとき。

」

に改め、同表の三百三十八から三百四十五までの項を次のように改める。

三百三十八	地域福利増進事業の実施のための土地使用権等の取得の裁定申請手	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十条第一項の規定に基づく土地使	損失の補償金の見積額が十万円以下の場合	二万七千円	裁定申請のとき。

用権等の取得についての裁定の申請に対する審査	損失の補償金の見積額が十万円を超え百万円以下の場合	二万七千円に損失の補償金の見積額の十万円を超える部分が五万円に達するごとに二千七百円を加えた金額	裁定申請のとき。
	損失の補償金の見積額が百万円を超え五百万円以下の場合	七万五千六百円に損失の補償金の見積額の百万円を超える部分が十万円に達するごとに三千四百円を加えた金額	裁定申請のとき。
	損失の補償金の見積額が五百万円を超え二千万円以下の場合	二十一万千六百円に損失の補償金の見積額の五百万円を超える部分が百万円に達するごと	裁定申請のとき。

数料

				に三千五百円を加えた金額	
			損失の補償金の見積額が二千万円を超え一億円以下の場合	二十六万四千百円に損失の補償金の見積額の二千万円を超える部分が四百万円に達するごとに四千八百円を加えた金額	裁定申請のとき。
			損失の補償金の見積額が一億円を超える場合	三十六万百円	裁定申請のとき。
三百三十九	地域福利増進事業に係る土地等使用権の存続期間延長の裁定申請手数料	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十九条第一項の規定に基づく土地等使用権の存続期間の延長の申請についての裁定の申請に対する審査	損失の補償金の見積額が十万円以下の場合	二万七千円	裁定申請のとき。
			損失の補償金の見	二万七千円に損失の補	裁定申請のとき。

積額が十万円を超え百万円以下の場合	償金の見積額の十万円を超える部分が五万円に達するごとに二千七百円を加えた金額	
損失の補償金の見積額が百万円を超え五百万円以下の場合	七万五千六百円に損失の補償金の見積額の百万円を超える部分が十万円に達するごとに三千四百円を加えた金額	裁定申請のとき。
損失の補償金の見積額が五百万円を超え二千万円以下の場合	二十一万千六百円に損失の補償金の見積額の五百万円を超える部分が百万円に達するごとに三千五百円を加えた	裁定申請のとき。

三百四十	収用適格事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第二十七条第一項の規定に基づく収用又は使用の裁定の申請に対する審査

	損失の補償金の見積額が二千万円を超え一億円以下の場合	損失の補償金の見積額が一億円を超える場合	損失の補償金の見積額が十万円以下の場合	損失の補償金の見積額が十万円を超
金額	二十六万四千百円に損失の補償金の見積額の二千万円を超える部分が四百万円に達するごとに四千八百円を加えた金額	三十六万百円	二万七千円	二万七千円に損失の補償金の見積額の十万円
	裁定申請のとき。	裁定申請のとき。	裁定申請のとき。	裁定申請のとき。

え百万円以下の場合	を超える部分が五万円に達するごとに二千七百円を加えた金額	
損失の補償金の見積額が百万円を超え五百万円以下の場合	七万五千六百円に損失の補償金の見積額の百万円を超える部分が十万円に達するごとに三千四百円を加えた金額	裁定申請のとき。
損失の補償金の見積額が五百万円を超え二千万円以下の場合	二十一万千六百円に損失の補償金の見積額の五百万円を超える部分が百万円に達するごとに三千五百円を加えた金額	裁定申請のとき。

損失の補償金の見積額が二千万円を超え一億円以下の場合	損失の補償金の見積額が一億円を超える場合
二十六万四千百円に損失の補償金の見積額の二千万円を超える部分が四百万円に達するごとに四千八百円を加えた金額	三十六万百円
裁定申請のとき。	裁定申請のとき。

三百四十一		
都市計画事業のための特定所有者不明土地の収用又は使用の裁定申請手数料		
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第三十七条第一項の規定に基づく収用又は使用の裁定の申請に対する審査		
	損失の補償金の見積額が十万円以下の場合	損失の補償金の見積額が十万円を超え百万円以下の場合
	二万七千円	二万七千円に損失の補償金の見積額の十万円を超える部分が五万円
	裁定申請のとき。	裁定申請のとき。

合	に達するごとに二千七百円を加えた金額	
損失の補償金の見積額が百万円を超え五百万円以下の場合	七万五千六百円に損失の補償金の見積額の百万円を超える部分が十万円に達するごとに三千四百円を加えた金額	裁定申請のとき。
損失の補償金の見積額が五百万円を超え二千万円以下の場合	二十一万千六百円に損失の補償金の見積額の五百万円を超える部分が百万円に達するごとに三千五百円を加えた金額	裁定申請のとき。
損失の補償金の見	二十六万四千百円に損	裁定申請のとき。

		積額が二千万円を超え一億円以下の場合	損失の補償金の見積額が一億円を超える場合	三十六万百円	裁定申請のとき。
		失の補償金の見積額の二千万円を超える部分が四百万円に達するごとに四千八百円を加えた金額			
三百四十二から三百四十五まで	削除				

別表第一の三百七十三の四の項中「第五十三条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同表の三百九十五の三の項の次に次のように加える。

三百九十五の	一の既存不適格建築物の用途変更	建築基準法第八十七条の二第一項の規定に基づく一の既存不適格建築物の用途変更を含む工事	二万七千円	認定申請のとき。

四	を含む工事を二以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定申請手数料	を二以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の申請に対する審査			
三百九十五の五	一の既存不適格建築物の用途変更を含む工事を二以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の変更申請手数料	建築基準法第八十七条の二第二項において準用する同法第八十六条の八第三項の規定に基づく一の既存不適格建築物の用途変更を含む工事を二以上の工事に分けて行う場合の全体計画認定の変更申請に対する審査	二万七千円	認定申請のとき。	
三百九十五の六	建築物の用途を変更して一時的に他の用途として使用する建築物の特例許可申請手数料	建築基準法第八十七条の三第五項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途として使用する建築物の特例許可の申請に対する審査	他の用途として使用する期間が三月以内の建築物に係るもの	六万円	許可申請のとき。
			他の用途として使用する期	十二万円	許可申請のとき。

		間が三月を超える建築物に係るもの		
三百九十五の七	建築物の用途を変更して一年を超えて使用する特別の必要がある建築物の特例許可申請手数料	建築基準法第八十七条の三第六項の規定に基づく建築物の用途を変更して一年を超えて使用する特別の必要がある建築物の特例の許可の申請に対する審査	十六万円	許可申請のとき。

別表第二の七の三の項中「七千七百円」を「九千八百円」に改め、同表の備考3中「七百円」を「千八百円」に改める。

（奈良県行政財産使用料条例の一部改正）

第二条　奈良県行政財産使用料条例（昭和三十九年三月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一、八五〇円」を「一、八八〇円」に、「三、一八〇円」を「三、二三〇円」に、「二、八八〇円」を「二、九三〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に改める。

（奈良県文化会館条例の一部改正）

第三条　奈良県文化会館条例（昭和四十三年四月奈良県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の表を次のように改める。

施設区分	使用区分	国際ホール										リハーサル室	楽屋					つどいの広場	
		は当等な又相費し料に会収合場れる徴場入こすをい		入場料又はこれに相当する会費等を徴収する場合															
				5下が以額円合最の高0場		5超0の額円，以がを0下最0え0場		2円，以が05円合額0え0場高0超0の最，を0下		5円場が0る額0え高0超最，を合									
		土曜日、日曜日及び休日	その他	土曜日、日曜日及び休日	その他	土曜日、日曜日及び休日	その他	土曜日、日曜日及び休日	その他	土曜日、日曜日及び休日	その他		A	B	C	D	特別室	土曜日、日曜日及び休日	その他
午前	午前九時から正午まで	六九、一三〇円	五七、六一〇円	六九、一三〇円	五七、六一〇円	一〇三、七〇〇円	八五、九〇〇円	一二一、五一〇円	一〇〇、五六〇円	一三八、二八〇円	一一五、二三〇円	四、五〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	四、五〇〇円	一〇、二六〇円	八、五八〇円
午後	午後一時から午後四時まで	九九、五一〇円	八二、七五〇円	九九、五一〇円	八二、七五〇円	一四九、八〇〇円	一二四、六六〇円	一七三、九〇〇円	一四五、六一〇円	一九九、〇三〇円	一六五、五一〇円	四、五〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	四、五〇〇円	一〇、二六〇円	八、五八〇円
午前・午後	午前九時から午後四時まで	一六八、六五〇円	一四〇、三七〇円	一六八、六五〇円	一四〇、三七〇円	二五三、五〇〇円	二一〇、五六〇円	二九五、四二〇円	二四六、一八〇円	三三七、三二〇円	二八〇、七五〇円	六、七〇〇円	三、三五〇円	三、三五〇円	三、三五〇円	三、三五〇円	六、七〇〇円	一五、二八〇円	一二、七七〇円
夜間	午後五時から午後九時三十分まで	一六八、六五〇円	一四〇、三七〇円	一六八、六五〇円	一四〇、三七〇円	二五三、五〇〇円	二一〇、五六〇円	二九五、四二〇円	二四六、一八〇円	三三七、三二〇円	二八〇、七五〇円	四、五〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	四、五〇〇円	一〇、二六〇円	八、五八〇円
午後・夜間	午後一時から午後九時三十分まで	二六八、一七〇円	二二三、一二〇円	二六八、一七〇円	二二三、一二〇円	四〇三、三一〇円	三三五、二三〇円	四六九、三二〇円	三九一、八〇〇円	五三六、三六〇円	四四六、二七〇円	六、七〇〇円	三、三五〇円	三、三五〇円	三、三五〇円	三、三五〇円	六、七〇〇円	一五、二八〇円	一二、七七〇円
全日	午前九時から午後九時三十分まで	三〇三、八〇〇円	二五三、五一〇円	三〇三、八〇〇円	二五三、五一〇円	四五五、七〇〇円	三八〇、二八〇円	五三一、一三〇円	四四四、一八〇円	六〇八、六六〇円	五〇六、〇〇〇円	八、四八〇円	四、一八〇円	四、一八〇円	四、一八〇円	四、一八〇円	八、四八〇円	一九、〇六〇円	一五、九一〇円
摘要		もぎり台四台、いす八脚、ボーダーライト一列、マイク一組、楽屋E及び楽屋Fの使用を含む。																テントサイトを専用して使用する場合に限るものとし、テントの使用を含む。	

別表第一の一の２の表を次のように改める。

施設区分 ＼ 使用区分	小ホール		第一会議室	第二会議室	第三会議室	特別集会室	集会室						和室		多目的室
	土曜日、日曜日及び休日	その他					A	B	C	D	E	F	かすが	うねび	
午前（午前九時から正午まで）	一二、〇三〇円	一〇、六八〇円	三、一三〇円	三、一三〇円	三、一三〇円	一〇、五七〇円	三、一三〇円	三、一三〇円	一、一五〇円	一、一五〇円	一、一五〇円	一、一五〇円	一、四六〇円	一、四六〇円	四、五〇〇円
午後（午後一時から午後五時まで）	一五、九一〇円	一四、〇三〇円	四、〇八〇円	四、〇八〇円	四、〇八〇円	一四、〇三〇円	四、〇八〇円	四、〇八〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	一、六七〇円	二、〇八〇円	二、〇八〇円	四、五〇〇円
午前・午後（午前九時から午後五時まで）	二七、九五〇円	二四、七一〇円	七、二二〇円	七、二二〇円	七、二二〇円	二四、六〇〇円	七、二二〇円	七、二二〇円	二、八二〇円	二、八二〇円	二、八二〇円	二、八二〇円	三、五五〇円	三、五五〇円	六、七〇〇円
夜間（午後六時から午後九時三十分まで）	二一、七八〇円	一八、六三〇円	四、八一〇円	四、八一〇円	四、八一〇円	一六、四三〇円	四、八一〇円	四、八一〇円	一、八八〇円	一、八八〇円	一、八八〇円	一、八八〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円	四、五〇〇円
午後・夜間（午後一時から午後九時三十分まで）	三七、七〇〇円	三二、六七〇円	八、九〇〇円	八、九〇〇円	八、九〇〇円	二六、七〇〇円	八、九〇〇円	八、九〇〇円	二、九三〇円	二、九三〇円	二、九三〇円	二、九三〇円	三、九七〇円	三、九七〇円	六、七〇〇円
全日（午前九時から午後九時三十分まで）	四五、〇三〇円	三八、〇二〇円	一〇、七八〇円	一〇、七八〇円	一〇、七八〇円	三〇、九〇〇円	一〇、七八〇円	一〇、七八〇円	三、一三〇円	三、一三〇円	三、一三〇円	三、一三〇円	四、六〇〇円	四、六〇〇円	八、四八〇円
摘要		マイク一組、平机一卓及びいす三脚の使用を含む。													

別表第一の一の３の表を次のように改める。

施設区分		使用区分	午前・午後（午前九時から午後四時まで）	夜間（午後五時から午後九時三十分まで）	全日（午前九時から午後九時三十分まで）	摘要
特別展示室		土曜日、日曜日及び休日	二二、二五〇円	一〇、七八〇円	二〇、〇〇〇円	展示ケース六台、受付机一卓、平机一卓、いす四脚及び飾付金具一式の使用を含む。
		その他	一〇、八八〇円	七、九五〇円	一五、五〇〇円	
展示室	A	土曜日、日曜日及び休日	二二、二五〇円	一〇、七八〇円	二〇、〇〇〇円	パネル十枚、受付机一卓、平机一卓、いす四脚、彫塑台七台及び飾付金具一式の使用を含む。
		その他	一〇、八八〇円	七、九五〇円	一五、五〇〇円	
	B	土曜日、日曜日及び休日	二二、二五〇円	一〇、七八〇円	二〇、〇〇〇円	
		その他	一〇、八八〇円	七、九五〇円	一五、五〇〇円	
	C	土曜日、日曜日及び休日	二二、二五〇円	一〇、七八〇円	二〇、〇〇〇円	パネル十六枚、受付机一卓、平机一卓、いす四脚、彫塑台七台及び飾付金具一式の使用を含む。
		その他	一〇、八八〇円	七、九五〇円	一五、五〇〇円	
	D	土曜日、日曜日及び休日	二五、六六〇円	二二、五一〇円	四一、九〇〇円	パネル二十八枚、受付机一卓、平机一卓、いす四脚、彫塑台七台及び飾付金具一式の使用を含む。
		その他	二二、〇〇〇円	一六、一三〇円	三一、四二〇円	
	E	土曜日、日曜日及び休日	二二、二五〇円	一〇、七八〇円	二〇、〇〇〇円	パネル六枚、受付机一卓、平机一卓、いす四脚、彫塑台七台及び飾付金具一式の使用を含む。
		その他	一〇、八八〇円	七、九五〇円	一五、五〇〇円	
研究室			二、四〇〇円	二、四〇〇円	三、六六〇円	

別表第二の一の表を次のように改める。

施設区分	大ホール												小ホール											
	入場料又はこれに相当する会費等を徴収する場合												入場料又はこれに相当する会費等を徴収する場合											
	入場料又は当等な料金又相当費に会場収入徴こすれる		5下が以額円場合高0の最0え0場		5超0の額円がを0下，以高02円合最0え0場		2円，以額0がる05円場合高0超0の最，を0下		5円場合額0がる高0超最，を合		入場料又は当等な料金又相当費に会場収入徴こすれる		5下が以額円場合高0の最0の		5超0の額円がを0下，以高02円合最0え0場		2円場合額0がる高0超最，を合		5円場合額0がる高0超最，を合		入場料又は当等な料金又相当費に会場収入徴こすれる	
使用区分	土曜日、日曜日及び休日	その他	土曜日、日曜日及び休日	その他	土曜日、日曜日及び休日	その他	土曜日、日曜日及び休日	その他	土曜日、日曜日及び休日	その他	土曜日、日曜日及び休日	その他	土曜日、日曜日及び休日	その他	土曜日、日曜日及び休日	その他	土曜日、日曜日及び休日	その他	土曜日、日曜日及び休日	その他	土曜日、日曜日及び休日	その他	土曜日、日曜日及び休日	その他
午前（午前九時から正午まで）	三五、六一〇円	三〇、三七〇円	三五、六一〇円	三〇、三七〇円	五五、五一〇円	四九、二三〇円	六八、〇八〇円	五五、五一〇円	七四、三七〇円	六〇、七五〇円	一一、一〇〇円	八、三七〇円	一一、一〇〇円	八、三七〇円	一六、二三〇円	一三、六一〇円	二一、〇五〇円	一七、一七〇円	二一、〇五〇円	一七、一七〇円	二七、四三〇円	二三、五六〇円	二七、四三〇円	二三、五六〇円
午後（午後一時から午後四時まで）	四八、一八〇円	四二、九五〇円	四八、一八〇円	四二、九五〇円	七九、六一〇円	六九、一三〇円	八六、九五〇円	七四、三七〇円	一〇六、八五〇円	八五、九〇〇円	一四、九七〇円	一二、一五〇円	一四、九七〇円	一二、一五〇円	二一、二六〇円	一七、一七〇円	二七、四三〇円	二三、五六〇円	二七、四三〇円	二三、五六〇円	四八、四九〇円	四〇、七四〇円	四八、四九〇円	四〇、七四〇円
午前・午後（午前九時から午後四時まで）	八三、八〇〇円	七三、三二〇円	八三、八〇〇円	七三、三二〇円	一三五、一三〇円	一一八、三七〇円	一五五、〇三〇円	一二九、八九〇円	一八一、二二〇円	一四六、六五〇円	二六、〇七〇円	二〇、五二〇円	二六、〇七〇円	二〇、五二〇円	三七、五〇〇円	三〇、七八〇円	四八、四九〇円	四〇、七四〇円	四八、四九〇円	四〇、七四〇円	七五、九三〇円	六四、三〇〇円	七五、九三〇円	六四、三〇〇円
夜間（午後五時から午後九時三十分まで）	八三、八〇〇円	七三、三二〇円	八三、八〇〇円	七三、三二〇円	一三五、一三〇円	一一八、三七〇円	一五五、〇三〇円	一二九、八九〇円	一八一、二二〇円	一四六、六五〇円	二六、〇七〇円	二〇、五二〇円	二六、〇七〇円	二〇、五二〇円	三七、五〇〇円	三〇、七八〇円	四八、四九〇円	四〇、七四〇円	四八、四九〇円	四〇、七四〇円	七五、九三〇円	六四、三〇〇円	七五、九三〇円	六四、三〇〇円
午後・夜間（午後一時から午後九時三十分まで）	一三一、九八〇円	一一六、二七〇円	一三一、九八〇円	一一六、二七〇円	二一四、七五〇円	一八七、五〇〇円	二四一、九八〇円	二〇四、二六〇円	二八八、〇七〇円	二三二、五五〇円	四一、〇四〇円	三二、六七〇円	四一、〇四〇円	三二、六七〇円	五八、七六〇円	四七、九六〇円	七五、九三〇円	六四、三〇〇円	七五、九三〇円	六四、三〇〇円	九一、一三〇円	七四、三七〇円	九一、一三〇円	七四、三七〇円
全日（午前九時から午後九時三十分まで）	一五七、一三〇円	一三四、〇八〇円	一五七、一三〇円	一三四、〇八〇円	二五八、七五〇円	二二〇、〇〇〇円	二九三、三三〇円	二四八、二八〇円	三三二、〇八〇円	二七〇、二八〇円	四六、〇八〇円	三六、六六〇円	四六、〇八〇円	三六、六六〇円	六九、一三〇円	五五、五一〇円	九一、一三〇円	七四、三七〇円	九一、一三〇円	七四、三七〇円				
摘要	受付用カウンター二卓、もぎり台二台、いす四脚、ボーダーライト一列、マイク一組、楽屋B及び楽屋Cの使用を含む。										受付用カウンター一卓、もぎり台一台、いす二脚、ボーダーライト一列、マイク一組及び楽屋Gの使用を含む。													

リハーサル室	楽屋	A	控室	A	第一会議室	第二会議室	音楽練習室	土曜日、日曜日及び休日	展示室	土曜日、日曜日及び休日		
三、七六〇円	一、八八〇円	一、三五〇円	一、八八〇円	三、〇三〇円	三、〇三〇円	二、五〇〇円	三、〇三〇円					
三、七六〇円	一、八八〇円	一、三五〇円	一、八八〇円	三、〇三〇円	三、〇三〇円	二、五〇〇円	三、〇三〇円					
五、四三〇円	二、五〇〇円	一、八八〇円	一、八八〇円	四、九一〇円	四、九一〇円	三、六六〇円	四、九一〇円		九、七三〇円	八、六八〇円		
三、七六〇円	一、八八〇円	一、三五〇円	一、三五〇円	三、〇三〇円	四、九一〇円	三、〇三〇円	三、七六〇円		八、五八〇円	六、一七〇円		
五、四三〇円	二、五〇〇円	一、八八〇円	一、八八〇円	四、九一〇円	六、八〇〇円	四、九一〇円	六、一七〇円					
六、九〇〇円	三、〇三〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	八、六八〇円	八、六八〇円	六、一七〇円	七、四三〇円		一六、〇二〇円	一二、三五〇円		
									受付用カウンター一卓、いす二脚及び飾付金具一式の使用を含む。			

リハーサル室	楽屋	E	F	H	控室	B	第一会議室	第二会議室	音楽練習室	その他	展示室	その他	
三、七六〇円	三、〇三〇円	三、〇三〇円	三、〇三〇円	三、〇三〇円	一、三五〇円	一、三五〇円	三、〇三〇円	三、〇三〇円	二、五〇〇円				
三、七六〇円	三、〇三〇円	三、〇三〇円	三、〇三〇円	三、〇三〇円	一、三五〇円	一、三五〇円	三、〇三〇円	三、〇三〇円	二、五〇〇円				
五、四三〇円	四、九一〇円	四、九一〇円	四、九一〇円	四、九一〇円	一、八八〇円	一、八八〇円	四、九一〇円	四、九一〇円	三、六六〇円		九、七三〇円	八、六八〇円	
三、七六〇円	三、〇三〇円	三、〇三〇円	三、〇三〇円	三、〇三〇円	一、三五〇円	一、三五〇円	四、九一〇円	四、九一〇円	三、〇三〇円		八、五八〇円	六、一七〇円	
五、四三〇円	四、九一〇円	四、九一〇円	四、九一〇円	四、九一〇円	一、八八〇円	一、八八〇円	六、八〇〇円	六、八〇〇円	四、九一〇円				
六、九〇〇円	六、一七〇円	六、一七〇円	六、一七〇円	六、一七〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	八、六八〇円	八、六八〇円	六、一七〇円		一六、〇二〇円	一二、三五〇円	

（奈良県立万葉文化館条例の一部改正）

第四条　奈良県立万葉文化館条例（平成十三年三月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「六四、二八〇円」を「六五、四七〇円」に、「五三、四八〇円」を「五四、四七〇円」に、「四二、六八〇円」を「四三、四七〇円」に、「三五、四八〇円」を「三六、一三〇円」に、「四、七三〇円」を「四、八一〇円」に、「二四、六八〇円」を「二五、一三〇円」に、「二〇、五七〇円」を「二〇、九五〇円」に改める。

（奈良県立図書情報館条例の一部改正）

第五条　奈良県立図書情報館条例（平成十七年三月奈良県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「六、四八〇円」を「六、六〇〇円」に、「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に、「一五、一二〇円」を「一五、四〇〇円」に、「六、一八〇円」を「六、二九〇円」に、「一四、八二〇円」を「一五、〇九〇円」に、「二一、三〇〇円」を「二一、六九〇円」に、「三、〇九〇円」を「三、一四〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に、「七、二〇〇円」を「七、三三〇円」に、「二、六七〇円」を「二、七一〇円」に、「六、七八〇円」を「六、九〇〇円」に、「九、八七〇円」を「一〇、〇五〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に改める。

（奈良県外国人観光客交流館条例の一部改正）

第六条　奈良県外国人観光客交流館条例（平成二十七年三月奈良県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「八、四〇〇円」を「八、五〇〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一一、三〇〇円」に、「六、九〇〇円」を「七、〇〇〇円」に、「九、一〇〇円」を「九、二〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「九、八〇〇円」を「九、九〇〇円」に、「一〇、八〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に、「六、二〇〇円」を「六、三〇〇円」に、「九、九〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「一二、六〇〇円」を「一二、八〇〇円」に、「一四、八〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一六、二〇〇円」に改める。

（奈良県保健所使用料、手数料及び治療料条例の一部改正）

第七条　奈良県保健所使用料、手数料及び治療料条例（昭和二十六年六月奈良県条例第

三十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「一万三千三百七十円」を「一万三千六百十円」に、「二千七百七十円」を「二千八百二十円」に、「千二十円」を「千三十円」に改める。

（奈良県保健研究センター及び奈良県景観・環境総合センター手数料条例の一部改正）

第八条　奈良県保健研究センター及び奈良県景観・環境総合センター手数料条例（昭和三十五年四月奈良県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の一の1中「四千七百三十円」を「四千八百十円」に、「一万五千五百三十円」を「一万五千八百十円」に改め、同表の一の2中「一万四千百九十円」を「一万四千四百五十円」に、「一万七千七十円」を「一万七千三百八十円」に改め、同表の一の3中「四万十円」を「四万七百五十円」に、「三千四百九十円」を「三千五百五十円」に、「一万二千八百五十円」を「一万三千八十円」に改め、同表の一の4中「一万千七百二十円」を「一万千九百三十円」に改め、同表の一の5中「三万四千九百七十円」を「三万五千六百十円」に、「五千六百五十円」を「五千七百五十円」に改め、同表の一の6中「七千八百十円」を「七千九百五十円」に改め、同表の一の7中「四千九百三十円」を「五千二十円」に、「一万百八十円」を「一万三百六十円」に改め、同表の一の8中「二千五十円」を「二千八十円」に、「三千百八十円」を「三千二百三十円」に改め、同表の二の1中「七千九十円」を「七千二百二十円」に、「千八百五十円」を「千八百八十円」に、「四千三百二十円」を「四千四百円」に、「六千六十円」を「六千百七十円」に、「四千二百十円」を「四千二百八十円」に、「四万五千二百五十円」を「四万六千八十円」に、「三万二千九百十円」を「三万三千五百十円」に、「三千六百円」を「三千六百六十円」に、「三万七千四百四十円」を「三万八千百三十円」に改め、同表の二の2中「一万四百九十円」を「一万六百八十円」に、「八千六百四十円」を「八千八百円」に、「一件につき　千六百四十円」を「一件につき　千六百七十円」に、「四千三百二十円」を「四千四百円」に、「五万三千七百九十円」を「五万四千七百八十円」に、「五千四百五十円」を「五千五百五十円」に、「三万七千四百四十円」を「三万八千百三十円」に、「六千六十円」を「六千百七十円」に改め、同表の二の3中「一万八百円」を「一万千円」に、「九千百五十円」を「九千三百十円」に、「千六百四十円」を「千六百七十円」に、「四千三百二十円」を「四千四百円」に、「五万三千七百九十円」を「五万四千七百八十円」

に、「五千四百五十円」を「五千五百五十円」に、「三万七千四百四十円」を「三万八千百三十円」に、「六千六十円」を「六千百七十円」に改め、同表の二の４中「四千三百二十円」を「四千四百円」に、「千八百五十円」を「千八百八十円」に、「三万二千九百十円」を「三万三千五百十円」に、「三千六百円」を「三千六百六十円」に改め、同表の九中「千百三十円」を「千百五十円」に改め、同表の十一中「千二百三十円」を「千二百五十円」に改める。

（奈良県社会福祉総合センター条例の一部改正）

第九条　奈良県社会福祉総合センター条例（平成五年十月奈良県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表を次のように改める。

施設			大ホール	大会議室	中会議室	第一会議室	第二会議室	第三会議室	研修室A	研修室B	研修室C
使用料区分	午前九時から正午まで	入場料その他これに類する料金を徴収する場合	最高額が三〇〇円以下の場合	四、五〇〇円	三、四五〇円	一、一五〇円	一、一五〇円	一、三五〇円	二、七一〇円	五、〇二〇円	四、五〇〇円
			最高額が五〇〇円を超え一〇〇〇円以下の場合	六、四八〇円	四、八一〇円	一、五六〇円	一、五六〇円	一、八八〇円	三、八七〇円	七、〇一〇円	六、四八〇円
			最高額が一〇〇〇円を超え三〇〇〇円以下の場合	一一、〇〇〇円	八、二七〇円	二、七一〇円	二、七一〇円	三、三三〇円	六、六〇〇円	一二、〇三〇円	一一、〇〇〇円
			最高額が三〇〇〇円を超え五〇〇〇円以下の場合	四、五〇〇円	三、四五〇円	一、一五〇円	一、一五〇円	一、三五〇円	二、七一〇円	五、〇二〇円	四、五〇〇円
			最高額が五〇〇〇円を超え一〇〇〇〇円以下の場合	一一、〇〇〇円	八、二七〇円	二、七一〇円	二、七一〇円	三、三三〇円	六、六〇〇円	一二、〇三〇円	一一、〇〇〇円
			最高額が一〇〇〇〇円を超え二〇〇〇〇円以下の場合	一六、五〇〇円	一二、〇一〇円	三、一五〇円	三、一五〇円	四、三六〇円	九、三一〇円	一七、〇七〇円	一五、五〇〇円
	その他		最高額が二〇〇〇〇円を超え三〇〇〇〇円以下の場合	二五、一三〇円	一九、一四〇円	七、二八〇円	八、九五〇円	一二、〇八〇円			
	土曜日、日曜日及び休日			三〇、三八〇円	二五、五六〇円	八、九五〇円	一〇、四七〇円	一三、一三〇円			
	その他		最高額が三〇〇〇円を超え五〇〇〇円以下の場合	二三、〇四〇円	一八、八五〇円	六、六〇〇円	七、九五〇円	一〇、二六〇円			
	土曜日、日曜日及び休日			二〇、九〇〇円	一六、二九〇円	五、二三〇円	六、六〇〇円	八、六六〇円			
	その他	入場料を徴しない場合	最高額が五〇〇〇円以下の場合	一一、五一〇円	一三、〇四〇円	三、四五〇円	四、九五〇円	一九、九〇〇円	五四、四七〇円	四二、九五〇円	一九、九〇〇円
	土曜日、日曜日及び休日			一三、六一〇円	二七、二三〇円	四〇、八五〇円	五六、九〇〇円	二三、〇四〇円	六三、九〇〇円	五〇、二八〇円	二三、〇四〇円
	その他	入場料その他これに類する料金を徴収する場合	最高額が三〇〇円を超え五〇〇円以下の場合	一一、五一〇円	二三、〇四〇円	三四、五六〇円	四二、九五〇円	一九、九〇〇円	五四、四七〇円	四二、九五〇円	一九、九〇〇円
	土曜日、日曜日及び休日			一三、六一〇円	二七、二三〇円	四〇、八五〇円	五六、九〇〇円	二三、〇四〇円	六三、九〇〇円	五〇、二八〇円	二三、〇四〇円
	その他		最高額が五〇〇円を超え一〇〇〇円以下の場合	一八、八五〇円	三五、六一〇円	五四、四七〇円	六六、〇〇〇円	三〇、三八〇円	四二、九五〇円	七九、六一〇円	一〇二、六六〇円
	土曜日、日曜日及び休日			二三、〇四〇円	四一、九〇〇円	六四、九五〇円	七七、五一〇円	三五、六一〇円	四八、一八〇円	八〇、六六〇円	四四、〇〇〇円
	その他		最高額が一〇〇〇円を超え三〇〇〇円以下の場合	二三、〇四〇円	四七、一四〇円	一〇二、六六〇円	一二、〇八〇円	一三、一三〇円	九、六六〇円	一七、〇七〇円	一五、五〇〇円
	土曜日、日曜日及び休日			三〇、三八〇円	五六、五六〇円	一一、〇〇〇円	八、九五〇円	一三、一三〇円	九、三一〇円	一七、〇七〇円	一五、五〇〇円
備考	全日	午前九時から午後九時まで		午後・夜間	夜間	午前・午後	午後	午後			
	午前九時から午後九時まで			午後一時から午後九時まで	午後六時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から正午まで			

入場料その他これに類する料金を徴収する場合、使用料は、一入場当たりの百分の七十相当額とする。

使用料を徴収しない場合における使用料の額は、六六〇円とする。

（奈良県障害者総合支援センター条例の一部改正）

第十条　奈良県障害者総合支援センター条例（昭和六十三年三月奈良県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表中「五、〇四〇円」を「五、一三〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に改める。

（奈良県精神保健福祉センター条例の一部改正）

第十一条　奈良県精神保健福祉センター条例（昭和六十三年七月奈良県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表中「五、〇四〇円」を「五、一三〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に改める。

（奈良県薬事研究センター条例の一部改正）

第十二条　奈良県薬事研究センター条例（平成十五年三月奈良県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の1及び2中「三千七百円」を「三千七百六十円」に改め、同表の一の3中「二千五百七十円」を「二千六百十円」に改め、同表の一の4中「三千六百円」を「三千六百六十円」に、「六千八百九十円」を「七千十円」に、「六千四百八十円」を「六千六百円」に、「三千七百円」を「三千七百六十円」に、「三千九百円」を「三千九百七十円」に、「五千九百六十円」を「六千七十円」に、「三万二百四十円」を「三万八百円」に、「一万八千六百十円」を「一万八千九百五十円」に、「六千九百九十円」を「七千百十円」に、「九千五十円」を「九千二百十円」に、「一万六千七百六十円」を「一万七千七十円」に、「一万七千三百八十円」を「一万七千七百円」に改め、同表の二中「千百三十円」を「千百五十円」に改める。

（橿原公苑使用条例の一部改正）

第十三条　橿原公苑使用条例（昭和二十七年七月奈良県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表公苑本館の部中「二、三七〇円」を「二、四一〇円」に、「二、六七〇円」を「二、七一〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、八七〇円」に、「五、〇四〇円」を「五、一三〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四六〇円」に、「一、九五〇円」を「一、九八〇円」に改め、同表相撲場の部中「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八八

〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に改め、同表弓道場の部中「二、〇六〇円」を「二、〇九〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇三〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、六六〇円」に、「五、〇四〇円」を「五、一三〇円」に改め、同表陸上競技場の部中「一一、三一〇円」を「一一、五一〇円」に、「一五、〇二〇円」を「一五、二九〇円」に、「一八、八二〇円」を「一九、一六〇円」に、「二六、三三〇円」を「二六、八一〇円」に、「二二、五二〇円」を「二二、九三〇円」に、「三〇、一四〇円」を「三〇、六九〇円」に、「三七、六四〇円」を「三八、三三〇円」に、「五二、六六〇円」を「五三、六三〇円」に、「三三、八四〇円」を「三四、四六〇円」に、「四五、一五〇円」を「四五、九八〇円」に、「五六、四六〇円」を「五七、五〇〇円」に、「七八、九九〇円」を「八〇、四五〇円」に、「六七、八九〇円」を「六九、一四〇円」に、「九〇、五一〇円」を「九二、一八〇円」に、「一一三、一四〇円」を「一一五、二三〇円」に、「一五八、四〇〇円」を「一六一、三三〇円」に、「一〇一、八三〇円」を「一〇三、七一〇円」に、「一三四、七四〇円」を「一三七、二三〇円」に、「一六九、七一〇円」を「一七二、八五〇円」に、「二三六、五七〇円」を「二四〇、九五〇円」に、「二、四七〇円」を「二、五一〇円」に、「三、三九〇円」を「三、四五〇円」に、「四、二一〇円」を「四、二八〇円」に、「五、八六〇円」を「五、九六〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八八〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「三、一八〇円」を「三、二三〇円」に、「四、四二〇円」を「四、五〇〇円」に改め、同表野球場の部中「五、〇四〇円」を「五、一三〇円」に、「六、七八〇円」を「六、九〇〇円」に、「八、五三〇円」を「八、六八〇円」に、「一一、八二〇円」を「一二、〇三〇円」に、「六二〇円」を「六三〇円」に、「九二〇円」を「九三〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に改め、同表体育館の部中「一〇、〇八〇円」を「一〇、二六〇円」に、「一三、三七〇円」を「一三、六一〇円」に、「一六、一四〇円」を「一六、四三〇円」に、「二三、四五〇円」を「二三、八八〇円」に、「二〇、一六〇円」を「二〇、五三〇円」に、「二六、七四〇円」を「二七、二三〇円」に、「三二、二九〇円」を「三二、八八〇円」に、「四六、九〇〇円」を「四七、七六〇円」に、「三〇、一四〇円」を「三〇、六九〇円」に、「四〇、二一〇円」を「四〇、九五〇円」に、「四八、二四〇円」を「四九、一三〇円」に、「七〇、三五〇円」を「七一、六五〇円」に、「七

一、二八〇円」を「七二、六〇〇円」に、「九五、〇四〇円」を「九六、八〇〇円」に、「一一四、〇六〇円」を「一一六、一七〇円」に、「一六六、三二〇円」を「一六九、四〇〇円」に、「一二三、四三〇円」を「一二五、七一〇円」に、「一六四、四六〇円」を「一六七、五〇〇円」に、「一九七、四八〇円」を「二〇一、一三〇円」に、「二八七、八九〇円」を「二九三、二二〇円」に、「二、六七〇円」を「二、七一〇円」に、「三、五〇〇円」を「三、五六〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「一、六五〇円」を「一、六八〇円」に、「一、九五〇円」を「一、九八〇円」に、「二、八八〇円」を「二、九三〇円」に、「一、七五〇円」を「一、七八〇円」に、「二、三六〇円」を「二、四〇〇円」に、「二、七七〇円」を「二、八二〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、七六〇円」に、「└└└└五、〇四〇円┘┘┘┘」を「└└└└五、一三〇円┘┘┘┘」に、「五、九六〇円」を「六、〇七〇円」に、「八、七四〇円」を「八、九〇〇円」に、「一一、一一〇円」を「一一、三一〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一四、九七〇円」に、「一八、三〇〇円」を「一八、六三〇円」に、「二五、八一〇円」を「二六、二八〇円」に改め、同表庭球場の部中「二、一六〇円」を「二、一九〇円」に、「二、八八〇円」を「二、九二〇円」に、「三、四九〇円」を「三、五五〇円」に、「五、〇四〇円」を「五、一一〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「五、七六〇円」を「五、八六〇円」に、「六、九九〇円」を「七、一一〇円」に、「一〇、〇八〇円」を「一〇、二六〇円」に、「八、六四〇円」を「八、八〇〇円」に、「一一、五二〇円」を「一一、七三〇円」に、「一三、九八〇円」を「一四、二三〇円」に、「二〇、一六〇円」を「二〇、五三〇円」に改め、同表クラブハウスの部中「二、四〇〇円」を「二、四四〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、二五〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、八七〇円」に、「五、六〇〇円」を「五、七〇〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「一、八〇〇円」を「一、八三〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に改め、同表の注4中「二三、二四〇円」を「二三、六七〇円」に、「一五、五三〇円」を「一五、八一〇円」に、「七、七一〇円」を「七、八五〇円」に、「四、六二〇円」を「四、七〇〇円」に改め、同表の注5中「七、二〇〇円」を「七、三三〇円」に、「五、一

四〇円」を「五、二三〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に改め、同表の注6中「千二十円」を「千三十円」に、「二千五十円」を「二千八十円」に、「四千百十円」を「四千百八十円」に改め、同表の注7中「七百二十円」を「七百三十円」に改め、別表の三の表中「九八〇円」を「九九〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四六〇円」に、「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に、「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に改める。

（奈良県立公園条例の一部改正）

第十四条　奈良県立公園条例（昭和二十九年四月奈良県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表中「五、〇四〇円」を「五、一三〇円」に、「七二〇円」を「七三〇円」に改める。

（奈良県中小企業会館条例の一部改正）

第十五条　奈良県中小企業会館条例（昭和五十三年十月奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一二、三四〇円」を「一二、五六〇円」に、「二四、六八〇円」を「二五、一三〇円」に、「三七、〇二〇円」を「三七、七〇〇円」に、「一六、九七〇円」を「一七、二八〇円」に、「三三、九四〇円」を「三四、五六〇円」に、「五〇、九一〇円」を「五一、八五〇円」に改める。

（奈良県産業振興総合センター手数料条例の一部改正）

第十六条　奈良県産業振興総合センター手数料条例（昭和三十九年三月奈良県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表の一の1中「千八百五十円」を「千八百八十円」に改め、同表の一の2中「五千九百六十円」を「六千七十円」に改め、同表の二の1中「千二十円」を「千三十円」に改め、同表の二の2中「四千五百二十円」を「四千六百円」に改め、同表の二の3中「八千三百三十円」を「八千四百八十円」に改め、同表の二の4中「四千百十円」を「四千百八十円」に改め、同表の二の5中「四千五百二十円」を「四千六百円」に、「五千七百円」を「五千八百円」に、「千七百円を」を「千七百三十円を」に、「三千四百円」を「三千四百六十円」に、「一万八千百円」を「一万八千四百三十円」に、「七千九百二十円」を「八千六十円」に、「二千三百六十円」を「二千四百円」に、「四千七百三十円」を「四千八百十円」に、「六千百七十円」を「六千二百八

十円」に改め、同表の二の6中「千八百五十円」を「千八百八十円」に、「千百三十円」を「千百五十円」に、「四千九百三十円」を「五千二十円」に、「五千四十円」を「五千百三十円」に改め、同表の二の7中「千八百五十円」を「千八百八十円」に、「千二百三十円」を「千二百五十円」に、「三千六百円」を「三千六百六十円」に、「三千九百円」を「三千九百七十円」に、「二千七百円」を「二千七百五十円」に、「千二百円」を「千二百二十円」に、「二千五十円」を「二千八十円」に、「千三百三十円」を「千三百五十円」に、「千六百四十円」を「千六百七十円」に、「一試料につき　千九百円」を「一試料につき　千九百三十円」に改め、同表の二の8中「千六百四十円」を「千六百七十円」に、「千三百三十円」を「千三百五十円」に改め、同表の二の9中「千二百三十円」を「千二百五十円」に、「三千二百九十円」を「三千三百五十円」に、「三千九百円」を「三千九百七十円」に、「千五百四十円」を「千五百六十円」に改め、同表の二の10中「千二百三十円」を「千二百五十円」に、「四千三百二十円」を「四千四百円」に改め、同表の二の11中「千八百五十円」を「千八百八十円」に、「三千四百円」を「三千四百六十円」に、「千七百円」を「千七百三十円」に、「千六百四十円」を「千六百七十円」に、「六千六十円」を「六千百七十円」に改め、同表の二の12中「千五百四十円」を「千五百六十円」に、「四千八百三十円」を「四千九百十円」に改め、同表の二の13中「千五百四十円」を「千五百六十円」に改め、同表の二の14中「六千九百九十円」を「七千百十円」に、「四千二百十円」を「四千二百八十円」に改め、同表の三中「四千六百二十円」を「四千七百円」に改める。

（奈良県労働会館条例の一部改正）

第十七条　奈良県労働会館条例（昭和二十七年十月奈良県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一大会議室の項中「六、八八〇円」を「七、〇〇〇円」に、「九、一五〇円」を「九、三一〇円」に、「一二、五四〇円」を「一二、七六〇円」に、「一〇、二七〇円」を「一〇、四五〇円」に、「一五、九三〇円」を「一六、二二〇円」に、「二二、八三〇円」を「二三、二四〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、八七〇円」に、「五、〇四〇円」を「五、一三〇円」に、「六、九九〇円」を「七、一一〇円」に、「五、六五〇円」を「五、七五〇円」に、「八、八四〇円」を「九、〇〇〇円」に、「一二、六五〇円」を「一二、八八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」

に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に、「五、五五〇円」を「五、六五〇円」に、「四、六二〇円」を「四、七〇〇円」に、「七、〇九〇円」を「七、二二〇円」に、「一〇、一八〇円」を「一〇、三六〇円」に改め、同表小会議室１の項中「二、三六〇円」を「二、四〇〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に、「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「三、四九〇円」を「三、五五〇円」に、「五、四五〇円」を「五、五五〇円」に、「七、八一〇円」を「七、九五〇円」に改め、同表小会議室２の項中「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「二、七七〇円」を「二、八二〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、八七〇円」に、「三、一八〇円」を「三、二三〇円」に、「四、九三〇円」を「五、〇二〇円」に、「六、九九〇円」を「七、一一〇円」に改め、同表小会議室３の項中「一、九五〇円」を「一、九八〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、六六〇円」に、「二、八八〇円」を「二、九三〇円」に、「四、五二〇円」を「四、六〇〇円」に、「六、四八〇円」を「六、六〇〇円」に改める。

別表第二会議室Ａの項中「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に、「一〇、二八〇円」を「一〇、四七〇円」に、「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に、「一一、三一〇円」を「一一、五一〇円」に、「一六、四五〇円」を「一六、七五〇円」に改め、同表会議室Ｂの項及び会議室Ｃの項中「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に、「五、六五〇円」を「五、七五〇円」に、「八、二二〇円」を「八、三七〇円」に改める。

（奈良県産業会館条例の一部改正）

第十八条　奈良県産業会館条例（平成二十二年三月奈良県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表の一の１の表大ホールの部中「一六、四五〇円」を「一六、七五〇円」に、「二二、〇一〇円」を「二二、四一〇円」に、「三八、四六〇円」を「三九、一七〇円」に、「六〇、四八〇円」を「六一、六〇〇円」に、「六九、二七〇円」を「七〇、五五〇円」に、「一四、二四〇円」を「一四、五〇〇円」に、「一七、五八〇円」を「一七、九〇〇円」に、「三一、八三〇円」を「三二、四一〇円」に、「四九、四七〇円」を「五〇、三八〇円」に、「五七、一八〇円」を「五八、二三〇円」に、「二五、二五〇円」を「二五、七一〇円」に、「三四、〇四〇円」を「三四、六七〇円」に、「五九、四〇〇円」を「六〇、五〇〇円」に、「九三、四九〇円」を「九五、二

二〇円」に、「一〇六、六六〇円」を「一〇八、六三〇円」に、「二七、四六〇円」を「二七、九六〇円」に、「七七、〇四〇円」を「七八、四六〇円」に、「八九、〇七〇円」を「九〇、七一〇円」に、「三三、〇一〇円」を「三三、六二〇円」に、「四〇、六二〇円」を「四一、三七〇円」に、「七三、六四〇円」を「七五、〇〇〇円」に、「一一四、四二〇円」を「一一六、五三〇円」に、「一三三、〇九〇円」を「一三五、五五〇円」に、「二六、三八〇円」を「二六、八六〇円」に、「三五、一七〇円」を「三五、八二〇円」に、「六一、六一〇円」を「六二、七五〇円」に、「九六、八四〇円」を「九八、六三〇円」に、「一一〇、〇五〇円」を「一一二、〇八〇円」に、「四五、〇五〇円」を「四五、八八〇円」に、「八〇、二八〇円」を「八一、七六〇円」に、「一二五、四三〇円」を「一二七、七五〇円」に、「一四三、〇七〇円」を「一四五、七一〇円」に、「二九、六二〇円」を「三〇、一六〇円」に、「六四、八五〇円」を「六六、〇五〇円」に、「一〇〇、〇八〇円」を「一〇一、九三〇円」に、「一一九、八八〇円」を「一二二、一〇〇円」に改め、同表大ホール控室の部中「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「三、二九〇円」を「三、三五〇円」に、「四、三七〇円」を「四、四五〇円」に改め、同表展示ホールの部及び屋外展示場の部中「一三、一六〇円」を「一三、四〇〇円」に、「二四、七三〇円」を「二五、一八〇円」に、「二一、四四〇円」を「二一、八三〇円」に、「二九、六七〇円」を「三〇、二一〇円」に、「四二、八九〇円」を「四三、六八〇円」に、「一一、四六〇円」を「一一、六七〇円」に、「一六、五〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「三三、〇一〇円」を「三三、六二〇円」に改め、別表の一の2の表大会議室の部中「一一、〇〇〇円」を「一一、二〇〇円」に、「一九、八〇〇円」を「二〇、一六〇円」に、「一五、八四〇円」を「一六、一三〇円」に、「二四、一七〇円」を「二四、六一〇円」に、「三一、六八〇円」を「三二、二六〇円」に改め、同表特別会議室の部中「五、五〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「八、七九〇円」を「八、九五〇円」に、「七、〇四〇円」を「七、一七〇円」に、「一一、三一〇円」を「一一、五一〇円」に、「一五、一二〇円」を「一五、四〇〇円」に改め、別表の一の3の表創業支援室の部中「一二、三四〇円」を「一二、五六〇円」に、「二四、六八〇円」を「二五、一三〇円」に、「三七、〇二〇円」を「三七、七〇〇円」に、「八、二二〇円」を「八、三七〇円」に、「一六、四五〇円」を「一六、七五〇円」に、「一六、九七〇円」を「一七、二八〇円」に、「三三、九四〇円」を「三四、五六〇円」に、「五〇、

九一〇円」を「五一、八五〇円」に、「三二、九一〇円」を「三三、五一〇円」に、「四九、三七〇円」を「五〇、二八〇円」に、「二八、二八〇円」を「二八、八〇〇円」に、「五六、五七〇円」を「五七、六一〇円」に、「八四、八五〇円」を「八六、四二〇円」に改め、同表駐車場の部中「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に改める。

（奈良県農業研究開発センター分析手数料条例の一部改正）

第十九条　奈良県農業研究開発センター分析手数料条例（昭和三十一年十月奈良県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表の一中「千六百四十円」を「千六百七十円」に改め、同表の二中「三千四百九十円」を「三千五百五十円」に、「六千百円」を「六千二百十円」に、「三万四千九百七十円」を「三万五千六百十円」に、「五千六百五十円」を「五千七百五十円」に改める。

（奈良県畜産技術センター及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例の一部改正）

第二十条　奈良県畜産技術センター及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例（昭和二十六年八月奈良県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「三千三百九十円」を「三千四百五十円」に改め、同条第二号中「一万千五百二十円」を「一万千七百三十円」に改め、同条第三号中「二万六千七百四十円」を「二万七千二百三十円」に改める。

第三条中「昭和三十年農林省告示第七百七十八号（死廃病傷共済の診療その他の行為によつて組合員が負担すべき費用の内容に応ずる点数等）一の表及び二に定める算定方法により算出する額とし、その算定に当たつては同表B種によるもの」を「農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百十七条第一項の規定により農林水産大臣が定める点数に同項の規定により農林水産大臣が定める一点の価額を乗じて得た額」に改める。

第五条の表中「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四六〇円」に改める。

第六条及び第七条中「千二十円」を「千三十円」に改める。

（なら食と農の魅力創造国際大学校条例の一部改正）

第二十一条　なら食と農の魅力創造国際大学校条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「七千二百円」を「七千三百円」に、「一万二千六百円」を「一万

二千八百円」に、「七千円」を「七千百円」に、「一万三千九百円」を「一万四千円」に、「一万八千円」を「一万八千三百円」に、「五万五千円」を「五万六千円」に、「二万三千円」を「二万三千四百円」に改める。

（奈良県森林技術センター手数料条例の一部改正）

第二十二条　奈良県森林技術センター手数料条例（昭和五十年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表の一の1中「二千七百七十円」を「二千八百二十円」に、「四千三百二十円」を「四千四百円」に、「四千十円」を「四千八十円」に、「三千九百円」を「三千九百七十円」に改め、同表の一の2中「八千百二十円」を「八千二百七十円」に、「一万三千七百八十円」を「一万四千三十円」に、「九千百五十円」を「九千三百十円」に改め、同表の一の3中「十九万千三百十円」を「十九万四千八百五十円」に、「十三万六千八百円」を「十三万九千三百三十円」に、「十万八千円」を「十一万円」に、「三万八千八百八十円」を「三万九千六百円」に改め、同表の一の4中「二万四千九百九十円」を「二万五千四百五十円」に、「八千六百四十円」を「八千八百円」に改め、同表の一の5中「四万七百三十円」を「四万千四百八十円」に、「一万四千百九十円」を「一万四千四百五十円」に改め、同表の一の6中「八千三百三十円」を「八千四百八十円」に、「九千七百七十円」を「九千九百五十円」に改め、同表の一の7中「一万四千九百十円」を「一万五千百八十円」に、「二万二千六百二十円」を「二万三千三十円」に、「一万三千五百七十円」を「一万三千八百二十円」に、「四万三千六百十円」を「四万四千四百十円」に改め、同表の一の8中「一万二千七百五十円」を「一万二千九百八十円」に改め、同表の二の1中「八千三百三十円」を「八千四百八十円」に改め、同表の二の2中「一万四千九百十円」を「一万五千百八十円」に改め、同表の二の3中「一万三百八十円」を「一万五百七十円」に改め、同表の二の4中「七千五百円」を「七千六百三十円」に改め、同表の二の5及び6中「九千三百六十円」を「九千五百三十円」に改め、同表の二の7中「一万三百八十円」を「一万五百七十円」に改め、同表の二の8中「八千六百四十円」を「八千八百円」に改め、同表の三中「千八百五十円」を「千八百八十円」に改める。

（奈良県ヘリポート条例の一部改正）

第二十三条　奈良県ヘリポート条例（平成十年十一月奈良県条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「一、五四〇円」を「一、五六〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改める。

（奈良県流水占用料等に関する条例の一部改正）

第二十四条　奈良県流水占用料等に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「五、一四〇円」を「五、二三〇円」に改める。

別表第三中「六三〇円」を「六四〇円」に、「一、二八〇円」を「一、三〇〇円」に、「五、八四〇円」を「五、九四〇円」に改める。

（奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例の一部改正）

第二十五条　奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例（昭和六十三年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表の一の1の表中「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に、「四、六二〇円」を「四、七〇〇円」に、「七、四〇〇円」を「七、五三〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七七〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「四、一一〇円」を「四、一八〇円」に改め、同表の備考中「千百三十円」を「千百五十円」に、「六百十円」を「六百二十円」に改め、別表の一の2の表中「五五〇円」を「五六〇円」に改め、別表の一の3の表中「八七〇円」を「八八〇円」に改める。

（奈良県立都市公園条例の一部改正）

第二十六条　奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「二、五九〇円」を「二、六三〇円」に改める。

別表第三中「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「一三、四七〇円」を「一三、七一〇円」に改める。

別表第四の一の表中「一、四〇〇円」を「一、四二〇円」に、「一、九〇〇円」を「一、九三〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇一〇円」に、

「九〇〇円」	を	「九一〇円」

に改め、別表

第四の二の表中「二、四〇〇円」を「二、四四〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、三七〇円」に、「五、七〇〇円」を「五、八〇〇円」に改め、同表の注中「千七十円」を「千八十円」に改め、別表第四の三の１の表中「八五〇円」を「八六〇円」に改め、別表第四の四の１の表中「五五〇円」を「五六〇円」に改め、別表第四の五の１の表中「六〇〇円」を「六一〇円」に、「七〇〇円」を「七一〇円」に、「九〇〇円」を「九一〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇一〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三二〇円」に、「一六、〇〇〇円」を「一六、二九〇円」に、「二、三〇〇円」を「二、三四〇円」に改め、別表第四の六の表中「九二〇円」を「九三〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「一、四九〇円」を「一、五一〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八八〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一三〇円」に、「二、二一〇円」を「二、二五〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に、「三、七〇〇円」を「三、七六〇円」に、「六、〇六〇円」を「六、一七〇円」に、「四、四七〇円」を「四、五五〇円」に改め、別表第四の七の表中「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「一、四四〇円」を「一、四六〇円」に、「二、四六〇円」を「二、五〇〇円」に改め、別表第四の八の表中「六一〇円」を「六二〇円」に、「九七〇円」を「九八〇円」に改め、別表第四の十の表中「一二、三四〇円」を「一二、五六〇円」に、「一四、四〇〇円」を「一四、六六〇円」に、「二四、六八〇円」を「二五、一三〇円」に改め、別表第四の十一の１の表中「二、二六〇円」を「二、三〇〇円」に、「二、七七〇円」を「二、八二〇円」に、「四、四二〇円」を「四、五〇〇円」に改め、別表第四の十二の１の表中「四、二一〇円」を「四、二八〇円」に、「五、二四〇円」を「五、三三〇円」に、「八、三三〇円」を「八、四八〇円」に改め、別表第四の十二の２の表中「四、四二〇円」を「四、五〇〇円」に、「五、四五〇円」を「五、五五〇円」に、「八、七四〇円」を「八、九〇〇円」に改め、別表第四の十三の１の表中「一、八五〇円」を「一、八八〇円」に、「二、五七〇円」を「二、六一〇円」に、「四、四二〇円」を「四、五〇〇円」に、「二、七七〇円」を「二、八二〇円」に、「三、八〇〇円」を「三、八七〇円」に、「六、五八〇円」を「六、七〇〇円」に、「五、五五〇円」を「五、六五〇円」に、「七、五〇〇円」を「七、六三〇円」に、「一三、〇六〇円」を「一三、三〇〇円」に改め、別表第四の十四の表中「一、三三〇円」を「一、三五〇円」に、「一、七四〇円」を「一、七七〇円」に、「三、〇八〇円」を「三、一

三〇円」に、「二、六七〇円」を「二、七一〇円」に、「三、四九〇円」を「三、五五〇円」に、「六、一七〇円」を「六、二八〇円」に改め、別表第四の十五の表中「一、三五〇円」を「一、三七〇円」に、「二、七〇〇円」を「二、七五〇円」に、「一、二七〇円」を「一、二九〇円」に、「二、五四〇円」を「二、五八〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、〇六〇円」に、「二、一〇〇円」を「二、一三〇円」に改め、別表第四の十六の表中「二、〇〇〇円」を「二、〇三〇円」に改める。

（奈良春日野国際フォーラム条例の一部改正）

第二十七条　奈良春日野国際フォーラム条例（昭和六十三年十月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表を次のように改める。

施設		能楽ホール		楽屋		レセプションホール1		レセプションホール2		会議室1	会議室2	会議室3	会議室4	会議室5	会議室6	会議室5及び会議室6	会議室7
区分		土曜日、日曜日及び休日	その他	土曜日、日曜日及び休日	その他	土曜日、日曜日及び休日	その他	土曜日、日曜日及び休日	その他								
使用料	午前（午前九時から正午まで）	四二、九五〇円	三五、六一〇円	五、九六〇円	四、六〇〇円	七七、五一〇円	六三、九〇〇円	七四、六二〇円	六一、九四〇円	二一、一五〇円	九、八三〇円	二六、二八〇円	一二、二五〇円	二五、二七〇円	一二、六〇〇円	四一、五一〇円	七、一二〇円
	午後（午後一時から午後五時まで）	八一、七〇〇円	六八、〇八〇円	七、七五〇円	六、七〇〇円	一〇三、七〇〇円	八五、九〇〇円	九七、七九〇円	八一、一八〇円	二七、九六〇円	一二、九八〇円	三五、〇八〇円	一六、四三〇円	三三、一二〇円	一六、五二〇円	五四、三九〇円	九、三三〇円
	午前・午後（午前九時から午後五時まで）	一二四、六六〇円	一〇三、七〇〇円	一三、七一〇円	一一、三〇〇円	一八一、二三〇円	一四九、八〇〇円	一七二、四二〇円	一四三、一三〇円	四九、一三〇円	二二、八三〇円	六一、三八〇円	二八、七〇〇円	五八、四〇〇円	二九、一二〇円	九五、九一〇円	一六、四六〇円
	夜間（午後六時から午後九時三十分まで）	七八、五六〇円	六四、九五〇円	七、七五〇円	六、七〇〇円	九〇、〇八〇円	七五、四二〇円	八四、九二〇円	七〇、五〇〇円	二四、五〇〇円	一一、四一〇円	三〇、六八〇円	一四、三五〇円	二八、七五〇円	一四、三五〇円	四七、二三〇円	八、一〇〇円
	午後・夜間（午後一時から午後九時三十分まで）	一六〇、二八〇円	一三三、〇三〇円	一五、五〇〇円	一三、四〇〇円	一九三、八〇〇円	一六一、三三〇円	一八二、七二〇円	一五一、六八〇円	五二、四八〇円	二四、四〇〇円	六五、七八〇円	三〇、八〇〇円	六一、八七〇円	三〇、八七〇円	一〇一、六三〇円	一七、四四〇円
	全日（午前九時から午後九時三十分まで）	二〇三、二三〇円	一六八、六六〇円	二一、四七〇円	一八、〇一〇円	二七一、三三〇円	二二五、二三〇円	二五七、三四〇円	二一三、六三〇円	七三、六三〇円	三四、二五〇円	九二、〇八〇円	四三、〇五〇円	八七、一五〇円	四三、四八〇円	一四三、一五〇円	二四、五七〇円
備考		1　入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合の使用料は、上記金額の二倍に相当する額とする。 2　準備、練習等のため使用する場合の使用料は、上記金額の百分の七十に相当する額とする。				1　入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合の使用料は、上記金額の一・五倍に相当する額とする。 2　準備、練習等のため使用する場合の使用料は、上記金額の百分の七十に相当する額とする。										会議室5、会議室6及びその間の通路を一体的に利用する場合に限る。	

会議室8		八、八四〇円	一一、五八〇円	二〇、四二〇円	一〇、〇五〇円	二一、六三〇円	三〇、四七〇円	
小会議室1		五、六五〇円	七、四三〇円	一三、〇八〇円	六、六〇〇円	一四、〇三〇円	一九、六八〇円	
小会議室2		三、三五〇円	四、五〇〇円	七、八五〇円	三、九七〇円	八、四八〇円	一一、八三〇円	
小会議室3		六、九〇〇円	九、二一〇円	一六、一三〇円	八、〇六〇円	一七、二八〇円	二四、二〇〇円	
小会議室4		三、三五〇円	四、五〇〇円	七、八五〇円	三、九七〇円	八、四八〇円	一一、八三〇円	
応接室		三、三五〇円	四、五〇〇円	七、八五〇円	三、九七〇円	八、四八〇円	一一、八三〇円	
特別応接室		四、一八〇円	五、六五〇円	九、八三〇円	四、九一〇円	一〇、五七〇円	一四、七六〇円	
控室A		一、二五〇円	一、七七〇円	三、〇三〇円	一、五六〇円	三、三五〇円	四、六〇〇円	
控室B		一、二五〇円	一、七七〇円	三、〇三〇円	一、五六〇円	三、三五〇円	四、六〇〇円	
控室C		三、六七〇円	四、八二〇円	八、五〇〇円	四、一八〇円	九、〇一〇円	一二、六九〇円	
庭園		四八、九一〇円	六五、二六〇円	一一四、一八〇円	五六、五六〇円	一二一、八三〇円	一七〇、七五〇円	専用して使用する場合に限る。
駐車場		一回につき一、〇〇〇円以内において一時間以内につき二〇〇円						

（奈良県社会教育センター条例の一部改正）

第二十八条　奈良県社会教育センター条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

別表中「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「一、八五〇円」を「一、八八〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三〇円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第五項の規定　公布の日

二　第一条中奈良県手数料条例別表第一の三百七の項の改正規定及び別表第二の改正規定並びに第二十条中奈良県畜産技術センター及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例第三条の改正規定　平成三十一年四月一日

三　第一条中奈良県手数料条例別表第一の三百三十八から三百四十五までの項の改正規定　平成三十一年六月一日

四　第一条中奈良県手数料条例別表第一の三百七十三の四の項の改正規定及び同表の三百九十五の三の項の次に次のように加える改正規定　規則で定める日

（経過措置）

2　この条例の施行の際現に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四第七項の規定により使用の許可を受けている者の当該使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3　この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の奈良県文化会館条例、奈良県立万葉文化館条例、奈良県立図書情報館条例、奈良県外国人観光客交流館条例、橿原公苑使用条例、奈良県立公園条例、奈良県労働会館条例、奈良県産業会館条例（別表の一の3を除く。）、奈良県立都市公園条例又は奈良春日野国際フォーラム条例の規定により使用の承認を受けている者の当該使用に係る使用料については、なお従前の例による。

4　この条例の施行の際現にこの条例の規定による改正前の奈良県保健所使用料、手数料及び治療料条例、奈良県保健研究センター及び奈良県景観・環境総合センター手数料条例、奈良県薬事研究センター条例、奈良県産業振興総合センター手数料条例、奈

良県農業研究開発センター分析手数料条例又は奈良県森林技術センター手数料条例に規定する試験、検査、分析、証明書の交付等の申請、申込み等をしている者の当該試験、検査、分析、証明書の交付等については、なお従前の例による。

（この条例の施行の日以後の利用料金の額の定め）

5　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定による使用料の額を超えない範囲内において、行うことができる。